

笠間市ウェアラブルデバイスの貸出しに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、笠間版デジタル田園都市形成事業（以下「事業」という。）の実施に当たり、笠間市が管理するウェアラブルデバイス（以下「端末」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものである。

(貸出対象者)

第2条 貸出しの申請をすることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす個人又は団体とする。

- (1) 申請時点において、事業の対象地域に居住していること。団体の場合は、事業の対象地域を主たる活動拠点としていること。
- (2) 申請時点において、満18歳以上であること。団体の場合は、端末を使用する者が満18歳以上であること。
- (3) 事業の趣旨に賛同し、かつ、事業で実施する各種の取組に参加及び協力すること。
- (4) 端末の管理及び使用に当たって市長が付す条件を遵守すること。

2 市長は、事業を推進するに当たって必要があると認めるときは、前項各号の規定に関わらず、貸出対象者としてすることができる。

(貸出期間)

第3条 端末の貸出期間は、貸出しを開始する日の属する年度の最終日までとし、最終日の10日前から最終日まで市に返却するものとする。

2 前項の規定に関わらず貸出期間中に端末を返却する場合は、返却しようとする日の10日前までに市に申出を行い、市が指定する日に返却しなければならない。

(使用申請)

第4条 端末の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の1か月前から5日前までの間に、ウェアラブルデバイス借用申込書兼同意書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、本人確認が可能な書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、ウェアラブルデバイス使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。この場合において、市長は申請者に対し、管理上必要な条件を付することができる。

2 使用の許可は、原則として申請書の提出があった順とする。ただし、同日の申請により貸出し可能な端末の台数を超えた場合は、事業の目的に沿って使用の許可を決定するものとする。

(参加負担金)

第6条 前条の規定により端末の貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）が負担する参加負担金は、無料とする。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、端末の使用の許可を取り消し、その返還を命ずることができる。

- (1) この要項又は第4条及び第5条で付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により、使用の許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 故意に端末を破損又は障害を与えたことが認められたとき。
- (4) 災害等の緊急で、かつ、やむを得ない事由により、端末を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (5) その他、市長が使用することが適当でないと認めたとき。

(転貸の禁止)

第8条 使用者は、第三者に端末を転貸してはならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は過失を問わず使用者に起因する内容により端末に破損、故障、亡失を含むその他の不具合が発生した場合は、使用者の責任において原状に復するものとし、かつ、必要な修繕等の費用を負担するものとする。

(き損等の届出)

第10条 使用者は、端末をき損し、又は亡失したときは、遅滞なくウェアラブルデバイスき損等届出書（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年7月13日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

ウェアラブルデバイス借用申込書兼同意書

年 月 日

あて先 笠間市長

申請者 住 所 笠間市
ふりがな
氏 名
電話番号

笠間市ウェアラブルデバイスの貸出しに関する要項第4条の規定により、下記事項に同意の上、ウェアラブルデバイス（以下「端末」という）の借用を申し込みます。

記

- 1 笠間市が取得する個人情報等（端末及びスマートフォンから取得する活動量情報、バイタルサイン関連情報を含みます）を笠間版デジタル田園都市形成事業の取り組みに必要な範囲内で利用すること及び取得した情報は個人が特定できない形に加工した上で利用、公表することに同意します。
- 2 端末を1ヶ月のうち21日間以上かつ1日20時間以上装着するよう努めます。この期間及び時間を満たせなくなったときは、当該デバイスを市へ返却します。
- 3 端末の使用に関し常に安全を心がけます。
- 4 端末を転貸しません。
- 5 故意、過失等で端末を損傷し、又は亡失した場合は、その修理に要する費用等は、すべて申請者が負担します。
- 6 万一事故等で端末により第三者に損害を与えた場合は、すべて申請者の責任において損害賠償を行います。
- 7 市が端末の返却を求めた場合は、それに応じます。
- 8 その他事故等の際し、笠間市に一切の迷惑及び損害をかけません。

※ 添付書類 申請者の本人確認が可能な書類の写し

様式第2号（第5条関係）

ウェアラブルデバイス使用許可書

年 月 日

様

笠間市長

笠間市ウェアラブルデバイスの貸出しに関する要項第5条第1項の規定により、下記のとおり条件を付して許可します。

記

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
端末管理番号	
使用に関する条件	<p>笠間市ウェアラブルデバイスの貸出しに関する要項に基づき、次の条件で貸し出します。</p> <ol style="list-style-type: none">笠間市は取得した個人情報等（ウェアラブルデバイス（以下「端末」という）及びスマートフォンから取得する活動量情報、バイタルサイン関連情報を含みます）を笠間版デジタル田園都市形成事業の取り組みに必要な範囲内で利用します。また、取得した情報は個人が特定できない形に加工した上で利用、公表することがあります。端末を1ヶ月のうち21日間以上かつ1日20時間以上装着してください。この期間及び時間を満たせなくなったときは、端末を市へ返却してください。使用期間中は、その使用に関し常に安全を心がけてください。転貸はしないでください。故意、過失等で端末を損傷し、又は亡失した場合は、その修理に要する費用等は、すべて使用者の負担となります。万一事故等で端末により第三者に損害を与えた場合は、すべて使用者の責任において損害賠償を行ってください。やむを得ない事由により、端末の使用を取り消すことがあります。これにより市が端末の返却を求めた場合は、これに応じてください。その他事故等に際しては、同意書の内容を遵守してください。

様式第3号（第10条関係）

ウェアラブルデバイスき損等届出書

年 月 日

あて先 笠間市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

笠間市ウェアラブルデバイスの貸出しに関する要項第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

使用場所	
届出種別	1. 亡失 2. 汚損 3. き損
発生日時	年 月 日 午前・後 時 分 頃
状況説明	何を・どうしていたときに・どうなったのか

※ 添付書類 端末及び状況写真等